

特定不妊治療費助成事業申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名

関係書類を添えて、次のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

助成対象者	(ふりがな) 夫氏名	()	昭和 平成	年	月	日	() 歳	
	(ふりがな) 妻氏名	()	昭和 平成	年	月	日	() 歳	
	住所(※1)	〒						電話番号 ()
	住所(※2)	〒						電話番号 ()
助成申請額		申請額(男性不妊治療分を除く)		金		円		
		申請額(男性不妊治療分)		金		円		
		申請額合計		金		円		
過去に自治体から受けた特定不妊治療の助成の有無(本県での助成を含む。)	<input type="checkbox"/> 特定不妊治療費の助成を受けたことはない。 <input type="checkbox"/> 特定不妊治療費の助成を受けたことがある。(受けた回数 回) 受けたことがある場合は、自治体名・助成金額・助成時期を記入ください。							
	自治体名 (都道府県, 市名)							
	助成金額	円	円	円	円	円	円	
	助成時期	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
この申請書以外に現在、特定不妊治療費の助成を申請中の場合は、下にその内容を記入ください。								
過去に助成を受けた後の出産(12周以降の死産を含みます。)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	出産前の助成回数をリセットすることができ、その場合は戸籍謄本(死産の場合は母子健康手帳のページの写し等)が必要です。						
		子の氏名		出生年月日		年 月 日		
<p>同意書</p> 特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について必要な場合香川県が他の自治体へ照会すること及び助成の適正を判断するために必要な場合香川県が医療機関に対して治療内容等を照会することに同意します。								
夫氏名				妻氏名				
保健所記入欄								

※1 夫婦の住所を記入してください。

※2 単身赴任等で夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

(注) この申請書は、裏面記載の添付書類とともに、住所地の保健所に提出してください。

【添付書類】

- 1 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）
- 2 特定不妊治療に要した費用を確認できる書類（医療機関発行の領収書等）
医療機関発行の領収書等の原本を添付ください。原本は複写の後、返却します。
なお、領収書等に費用の内訳が記載されていない場合は、内訳が記載されている請求明細書等が必要となります。
- 3 夫婦の住所、婚姻関係及び婚姻の日を確認できる書類（戸籍謄本、住民票の写し等）
 - (1) 法律婚の場合
 - ① 夫婦の戸籍謄本（発行から3ヶ月以内の原本）
 - ② 夫婦の住民票の写し（発行から3ヶ月以内の原本で個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
 - (2) 事実婚関係の場合
 - ① 両人の戸籍謄本（発効から3か月以内の原本）
 - ② 両人の住民票の写し（発行から3ヶ月以内の原本で個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
 - ③ 両人からの事実婚関係に関する申立書（第3号様式）
- 4 申請の前年（1月から5月までの申請については前々年）の夫及び妻の所得を証明する市、町長発行の市町・県民税所得課税証明書（令和3年3月31日までに終了した治療について申請する場合に必要です。）

注）2回目以降の申請で、夫婦の続柄が記載された住民票の写しを添付する場合は、婚姻年月日を確認するための戸籍謄本は省略できます。（事実婚関係の場合は省略できません。）

注）年度内に複数回申請する際の2回目以降の申請で、次の場合は添付書類を省略できます。（事実婚関係の場合は省略できません。）

前回添付した住民票の写しが発行から3ヶ月以内である場合の住民票の写し
前回申請時に提出したものと同一年の証明となる場合の所得証明書

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

1 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

2 報告の内容・方法

各医療機関から、（社）日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

3 報告・集計される項目

（報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。）

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢、(2) 不妊の原因、(3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況、(5) 生まれた子の状況